

平成 1 8 年 6 月 6 日

平成 1 8 年第 2 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

平成18年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

平成18年6月6日(火)午前10時02分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 6名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
収 入 役 室 副 理 事 兼 会 計 課 長 谷 口 桂 三	教 育 部 長 岡 田 耕 治

教育委員会副理事
兼生涯学習課長 淵 原 義 仁
教育委員会副理事
兼淡輪公民館長 入 口 博 行
総 務 部
行財政改革課長 四至本 直 秀
教 育 委 員 会
学校教育課長 唐 門 通

教育委員会副理事
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明
総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫
企画部企画人事課長 保 井 太 郎

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成18年6月6日から6月16日(11日間)

会議録署名議員

14番 福 田 収 15番 谷 本 貢

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	諸般の報告
日程4	一般質問

(午前10時02分 開会)

和田博之議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成18年第2回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時2分でございます。

本日の出席議員は14名、欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名させていただきます。14番福田 収君、15番谷本 貢君、以上の2名の方をお願いいたします。

和田博之議長 日程2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月6日から16日までの11日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月6日から16日までの11日間と決定いたしました。

和田博之議長 日程3、「諸般の報告」を行います。

去る5月9日に辻下正純君が、大阪府知事から地方自治功労者表彰を受けられましたので、伝達式を行います。

辻下正純君、前にお越しく下さい。

おめでとうございます。

表 彰 状

辻下正純様

多年、地方自治の振興に尽力され、その功績、顕著でありますので表彰します。

平成18年5月3日

大阪府知事 太田房江

以上であります。おめでとうございます。（拍手）

和田博之議長 引き続きまして、町長から感謝状の贈呈がございました。

石田町長、お願いします。

石田町長

感 謝 状

辻下正純様

あなたは多年にわたり岬町議会議員として岬町自治の振興発展に貢献されましたので、深く感謝の意を表します。

平成18年5月17日

大阪府泉南郡岬町長 石田正弘

本当におめでとうございます。（拍手）

和田博之議長 おめでとうございます。

ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終了いたしました。受賞者から謝辞を述べたいとのことでございますので、よろしく願いいたします。

辻下正純君。

辻下正純議員 議長のご許しがありましたので、貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび大阪府知事から地方自治功労表彰をいただきましたことは、まことに感激にたえない次第であります。昭和62年、議員に初当選させていただいてから19年を振り返りますれば、この間、議会内の仕事に関しても精いっぱいやり遂げることはできたという思いでいっぱいあります。これもひとえに議員の皆様、理事者の皆様並びに関係各位の格別のご指導、ご鞭撻のたまものと心よりお礼申し上げますとともに、深く感謝の意を表するものであります。

さて、地方自治を取り巻く現状は非常に厳しくなっております。岬町においても行財政改革の推進や土採りの跡地の有効活用など、地域の活性化を図るために、議員として取り組むべき課題が山積しております。

もとより微力な私ではありますが、この表彰を機に、より一層の地方自治の振興と岬町の発展

のために邁進していく所存でございます。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。（拍手）

和田博之議長 辻下正純君におかれましては、多年にわたり、本当にご苦労さまです。これからもよろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

和田博之議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可いたします。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

4月1日より機構改革を実施し、新体制で行政運営を行ってきております。今年度は、特にラインの部長以下管理職全員に面談を行いました。そして、各課各部で今年度中に実行すべき施策の内容、そのスケジュール、そして年度末の成果、これをつぶさに各管理職に報告していただいております。我々といたしましても、その進捗状況を定期的にチェックさせていただき、年度末には必ずこれだけの成果があったというところを、議会の皆様初め住民の皆様にご報告できるように努めてまいりたいと思っております。

また、行財政改革の中、職員定数を削減せねばならないところ、6名の新規採用の職員を受け入れました。その新規採用の職員に対しましては、先般、新人研修といたしまして実施いたしましたところ、6名全員、5月病にかかることもなく、岬町の職員として、これからも住民サービスに努めるよう、非常に努力いたしているところが見えましたので、この場をおかりしまして、ご報告申し上げます。

どうぞ議会の皆様におかれましては、ご理解とご協力、今後ともよろしく願い申し上げる次第でございます。

なお、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分の承認を求める件7件、補正予算といたしまして、平成18年度一般会計補正予算（第1次）の件、平成18年度特別会計補正予算3件及び水道事業会計補正予算（第1次）の件が1件でございます。淡輪老人福祉センターの条例の一部改正のほか条例の一部改正が3件、監査委員の選任について同意を求める件、報告案件といたしまして、平成17年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件がござ

います。そして、追加予定議案といたしまして、工事請負契約締結の件でございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

和田博之議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

和田博之議長 日程4、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、田島乾正君。

田島乾正議員 ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

まず、入る前に、本日、6月定例議会初日に一般質問をするに当たり、私が数年前から一般質問は、やはり初日にするべく提案をしておりました。それが本日、願いが実現し、また皮肉にも第1質問者が、偶然、提案者の私であります。

質問に入る前に、答弁者におかれましては、議員の質問は住民の声であり、住民が質問をしていると、そういうご認識のもとに、私の質問に対して、適正、明確、責任ある答弁をお願いいたしまして、一般質問に入りたいと思います。

まず、1点目ではありますが、町職員の懲戒処分指針についてでございます。現行の地方公務員法第27条、第28条及び岬町条例中の職員の分限に関する条例、職員の懲戒及び効果に関する条例があり、本町においてもそのような事案が発生した場合は、それに基づき的確に事務手続をされることは承知していますが、今日的な社会現象となっております、1点目ではありますが、職場内におけるセクハラ行為、2点目、個人的な浪費で自己破産をするということ、最後3点目ですが、パソコンからの個人情報の流出など、事案に対する町の懲戒等の指針はどのように定められているのですか、それを質問したいと思います。

また、本町の日常事務においても同様な仕事環境であると思います。あすにでもそのようなことが発生するかもわかりません。職員に向けて、その内容の周知がどのようになされているのか。私が調べたある市では、現行の指針ではセクハラは減給か戒告というように定められているとのことですが、今後の新指針では3段階に分け、上司と部下など職場での影響力を悪用したケースでは、免職もあるとの方向性を考えているということであります。岬町の指針はどうなっているのか、具体的にご答弁を求めます。

2点目の学校教職員に対する地元教育委員会の監督権の行使についてであります。地方教育行

政の組織及び運営に関する法律第37条には、市町村立学校の教職員の任命権は都道府県委員会に属する。第38条第1項には、都道府県委員会は市町村委員会の内申をもって県費、府費です、ね、負担、教職員の任命、その他の進退を行うものとするあり、第43条では、サービスの監督について定められておりますが、法文では、市町村委員会は府費負担、教職員のサービスを監督すると述べられており、大阪府教育委員会と岬町教育委員会の役割分担の明確化がされております。

そこで、町内には、1中学校、3小学校の計4校がありますが、実際のところ、学校教職員の監督権の行使について、教育委員会としてどう対処されているのか、ご答弁願いたいと思います。

最後であります、町内における交通事故状況の把握と、その改善策等についてであります。国道26号線の深日ロータリーから孝子峠の県境にかけての交通事故発生が殊のほか多いと、私は認識しておりますが、町の交通担当課はどのようにこの事態を受けておるのか、生の声で実感を述べていただきたいと思っております。

その区間の中でも、孝子峠の上り線の頂上付近では、特筆すべき件数が多く発生しており、ある日には、日に4件も事故が発生しており、日常の交通渋滞にも拍車をかけている。事故の発生の要因は運転手の不注意等があるとは考えますが、それ以外の原因、つまり道路構造的に原因が考えられないかとの探求も必要ではないかと思われま。

国道の管理者は国であるというだけで、町は何らかの改善策等について要望活動をしないという事は、住民の生命、財産を守るという市町村長の責務を放棄していると言わざるを得ないと思っております。この改善策等に対する取り組み状況をご答弁を求めるものであります。

以上、私の3点の質問に対して、的確にご答弁をお願いしまして、2問目から自席で質問したいと思っております。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。竹本企画部長。

竹本企画部長 おはようございます。企画部長の竹本でございます。

田島議員のご質問にお答えいたします。

職員の懲戒に関しましては、地方公務員法第29条に規定されており、「職員の懲戒の手續及び効果については、法律に特別な定めがある場合を除き条例で定めなければならない」とされております。

これを受けまして、岬町では職員の懲戒及び効果に関する条例を定め、あわせて懲戒の基準を制定しているところでございます。これにつきましては、平成12年度に制定し、14年度に改正をしております。具体的には、一般サービス関係、公金官物取り扱い、公務外非行、交通法法規違反などの区分に応じ、戒告、減給、停職、免職の標準基準を定めております。

また、これらの基準の適用に当たりましては、処分の公正を期するため岬町職員分限懲戒委員会の規程を定め、これに基づいた職員分限懲戒審査会を設けております。委員の構成は、会長は助役、副会長は教育長、委員は各部長でございます。処分の内容について、この10人で審議し、町長に報告することとなっており、町長が判断の上、必要な処分をするものです。

次に、セクシュアルハラスメント、パソコンデータ等の情報漏えい、自己破産についてのご質問でございますが、セクシュアルハラスメント、これは他の者を不快にさせる職場内及び職場外における性的な言動でございます。これにつきましては先ほどの基準の一般サービス関係の中で定めておりまして、その内容によっては、免職・停職をすることができるとなっております。

また、パソコンデータの情報の漏えいにつきましては、漏えいの有無をチェックするソフトを職員に配布して予防対策を講じておりますが、万が一事故が生じた場合には、一般サービス関係の秘密漏えいの定め及び岬町個人情報保護条例に基づき、職員の過失の内容によって処分の要否を判断することになります。

本庁における情報システムにつきましては、個人情報を取り扱っている住民情報システムと、庁内業務用の庁内LANシステムの2系統がございます。

住民情報システムにおきましては、庁内の通信と住基ネットの通信のみで、ウィニー等により情報漏えい等の被害が起こるインターネットには一切接続は行っておりません。また、住民情報システムの情報につきましては、各窓口端末機器に暗号化ソフトを導入しており、データを取り出す場合におきましては、データの暗号化を施し、情報を保護しております。

他方の庁内LANシステムにおきましては、業務用として情報収集及び電子メールを使用するためにインターネットに接続を行っておりますが、ウィニーによる被害をなくすために、先般、3月22日付でウィニー検索ソフトを各課に配付し、検索を行い対処するよう指示いたしました。これにつきましては何も無いということでもございました。また、庁外からのデータの持ち込み及び庁内からのデータの持ち出しを一切禁止して、情報保護に努めております。

しかしながら、もし、職員がファイル交換ソフト等を利用してしたことにより、意図的ではなくても情報を漏えいすることとなった場合は、原因を確認した上で、職員の関与の程度、注意義務等を総合的に検討し、職員の責に負うところが多いなど、処分が必要と認められれば懲戒処分を行うこととなります。

次に、自己破産につきましては、処分の標準基準を設けておりません。自己破産となった事実をもって処分ができる性質のものではありませんが、自己破産に至るまでに職務怠慢、信用失墜行為などの事象が生じた場合につきましては、審査会で審議するものです。

懲戒処分等につきましては、公務の執行に当たって、服務規律の維持を確保するための重要な要素であることから、引き続き適切に対応してまいります。

以上、よろしく申し上げます。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 教育部長の岡田でございます。

田島議員のご質問にお答えします。

先ほど議員がお示しのように、岬町立学校の教職員は、府費負担であることから、任命権は大阪府教育委員会に属しております。このため、任命権に基づく採用・退職等の発令、異動に関する発令、懲戒・分限処分等の発令は、府教育委員会が行います。これらの発令に当たっては、岬町教育委員会から内申を行うことになっております。

内申制度は、教職員のサービスを監督する権限を有する岬町教育委員会が、教職員の身近にいて服務状態を把握し、その意見を大阪府教育委員会の任命権の行使に反映させる仕組みになっております。

学校教職員は、本来、岬町立学校の公務員であり、岬町教育委員会がそのサービスの監督に当たります。サービスの監督に当たっては、法令及び岬町立学校管理運営に関する規則、岬町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づいておりますが、日常の勤務やサービスについては、学校長が所属職員を監督することになっております。

和田博之議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方からは交通事故対策等につきまして回答させていただきます。

毎年、交通事故防止に向けまして、多くの取り組みがなされておりますが、大阪府下では、事故発生件数、死亡者数及び負傷者数ともに減少している状況にあります。

こうした中、岬町の昨年、平成17年1月から12月まででございますけれども、その交通事故発生件数は147件、事故による死傷者は207名、うち死亡者は1名となっております。この147の事故発生件数を事故類型別に分析いたしますと、人と車両の事故が5件、車両相互の事故が132件、車両単独による事故が10件となっており、約9割が車両相互による事故が発生した状況でございます。このうち車両相互による事故発生件数132件を詳細に分析いたしますと、追突による事故件数が63件、出会い頭による事故件数が24件となっており、岬町におきましては、車両相互による事故の半分が追突事故となっている状況でございます。

次に、孝子地域の事故発生件数を泉南警察署において調査してまいりました。これによりまして、国道26号線を中心とした事故発生件数は、昨年1月から12月までにおきまして、1年間

37件の交通事故が発生いたしております。また、ことし、平成18年1月から3月までの事故発生件数は23件と、昨年の同時期と比較して約2.5倍の交通事故が発生しており、特に和歌山県境至る手前300メートル付近の孝子峠において事故が集中している状況でございます。この23件の交通事故を事故分類別に分析いたしますと、車両相互の事故が11件、車両単独による事故が12件となっており、事故発生件数のすべてが車両による事故でございます。また、事故発生要因につきましては、詳細につきましては明らかにされておりませんが、車両がスリップしたことにより発生したケースが多いと聞き及んでおります。

このような交通事故が多発する孝子地域の状況を踏まえまして、本町では、泉南警察署交通課と国道を管理いたします国土交通省大阪事務所等に対しまして、事故発生要因の分析とその要因を抑制する具体的な安全対策を早急に講じるよう要請したところでございます。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 町職員の懲戒処分の指針について、私の質問した中で、ほぼ部長がご答弁いただいたと。私が心配する以上に、それだけの作業をしていただいていると解するんですけども、昔から「仏つくって魂入れず」と、そういうことわざありますね。せっかく企画部で、そういう懲戒処分とは何ぞいやと、戒めのそういうものをこしらえていただくのは結構ですけども、ただ心配するのは、そういういろんな作業をしても、それを終始徹底しなくては、やはり全町職員に対しての戒めの教科書というか、そういうものが読んでくれなかったら、もうまるっきりだめですよ。

ということで、部長も自己破産の件については、何ら法的に縛りは厳しい段階といえますけども、やはり自己破産して日常生活に支障を来すということは、公務員として、やはり服務規程を遵守しようと思ったら、やはりいろんな弊害が出てくると思います。ということで、やはり専念する義務を怠ってしまう。そしたら、公務員として品位を欠く行為になると思いますので、その点もひとつ加味していただいて、やはり厳しい戒めがあるということは、今後事故がないと。事故がなければ、本人また家族も安心・安全な生活ができるということで、何も僕は公務員、下手打ったらきつい処分せえちゅう意味ちゃう。逆な方向から、やはりそういう認識をいただいてもらうということで、終始徹底をお願いしたいわけですね。

そこで、この席におられる方はそういう懲戒処分に値するような行為はしてないと思うんですけども。しかしながら、うちも大勢の職員を抱えていますので、こういうことをすれば、こういう分限処分の分類があって、こういう処分に値しますよということをつくっていただくんですけども、それを終始徹底しなければ、せっかく時間をかけて担当課が汗かいていただいても、倉庫

の中に眠ってしまうということではいかなので、もう1回、終始徹底する施策ですね、こういう終始徹底の方法をやりますということをご答弁いただいたらありがたいなと。

もし、その施策がなければ、今後こういう施策していきますので、また時間を与えていただいたら、こういう方法ありますということをお願いしたいと思います。でないと、また9月あたりに、僕、抜き打ちで、ある係員に懲戒処分とは何とやらと。その中に分限処分いうたらどれだけの種類あるんや、免職から始まって、これをお聞きしますので、それがわからん職員がおったら担当課の責任になりますので、ひとつそれ肝に銘じて答弁いただきたいと思います。

そして、教育の監督権の問題でございますけども、初めて教育部長にご答弁いただいた中で、教職員の服務監督のうちで、まず、今回は一つとらまえて質問したいと思います。

通勤方法について、まずお伺いしたいと思います。現在、車で通勤している職員、電車で通勤している職員などの状況を把握されていると思いますが、実態はどうなっているのか。また、車で通勤されている職員のうち学校構内に駐車している台数と、また、その他に置かれている車両等の台数をご答弁願いたいと思います。

そして、3点目の交通事故対策についてであります。白井部長もよく調査していただいたと思います。漠然と事故あって、知らんというようなことであつたら、こういう答弁できないと思いますんで、数字を披瀝していただきまして、僕の資料と、今、整合性を図っているわけですね。件数については、ほぼ差はないです。僕の調査、まず、泉南の交通規制課の担当課の方で数値をいただいて、そして事故種別、そして、その中で軽傷、重症、死亡とか、答弁の中では合ってます、ほぼ。

もう1点、私、消防組合の方をお願いして、深日ロータリーから孝子峠の県境までの間の交通事故件数の中で、物損を除いて、やはり搬送すべき事故の統計をいただきましたら、これも似通った数が出ています。17年度中では、41件が救急要請した中で、やはりロータリーから孝子峠の直近までの間、8割方は峠付近100メートル、200メートルの間で、41件のうち38件が孝子峠の問題の場所で事故が発生して、搬送されております。そして、18年度1月から5月23日現在で、やはりこれも14件発生した中で11件が、やはり同場所の孝子峠のものでございます。

ということで全国的に見て、これだけの事故件数が多いという国道は岬町だけだと思います。いろいろ国道の一部をとらまえて事故件数の発生はどうなっているかと確認しましたら、やはり異常な発生件数になっています。やはり幾ら国道というても、やっぱり岬町を通過する国道ですから、我々住民の生命を守るためには、やっぱり岬町としても担当課の方が、今ご答弁いただい

たように把握されているのかという心配で質問したんですけども、僕の期待している実態を把握されておったということは評価したいと思います。

しかし、もろ手を挙げて喜んでいられるわけにはいきませんので、以前、峠からスリップどめのゼブラ的なもんをやってくれるよう、僕も前にもって働きかけたんですけども、向こうに聞いたら、住民部の方からもそういう要請がありましたと。よって、早急に国土省に動いて、工事をしますということを聞いておりました。そしたら、過日も早急にそういうやかましい感じに、どんどんどんどんというような、もうやっていただきました。やはり住民から要請したのと、やっぱり町担当の方が要請するのでは重みが違うと思うんで、やはり僕がお願いしたとおり動いてくれたんで、早急な工事をしていただいたというようなことで、ありがたいです。

そして、今後、そういう工事をしたからいうて、部長ね、ほったらかしじゃなしに、これは事故がなくなるまで、延々とひとつ実態把握していただいて、また関係機関と協議していただくよう、これお願い、要望じゃなしに、お願いしたいと思います。また、余り事故減らんと。そして、また事故が逆にふえたら、また部長にお伺いして、汗かいてもらわなあきませんので、そのときはまた質問させてもらいますので。ご答弁いただけるんでしたら、答弁いただきたい。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 田島議員の基準を知らない職員がいるんじゃないかと、また周知をしたのかと、してないのなら周知方法はどうするんかということでございます。まさにそのとおりでございます。平成14年6月に懲戒処分の改正をし、翌7月に全課に対しまして、懲戒処分の基準を公開し、全体の奉仕者としての自覚をより一層高めるとともに、当該基準に違反する行為については速やかに上司に報告することの周知徹底を通知したところです。

当然、職員は供覧等により承知していると思われませんが、何分4年も経過してございますし、新しい職員も入ってございます。再度徹底していきたい。それと、今日、先ほど言いましたように、パソコンによる情報漏えいなど高い注意義務が求められておりますので、再度、管理職につきましては、部長会議、課長会議、職員に対しましては庁内ネットワークを通じて、懲戒処分の基準を示すとともに、各課に、これでございますけど、これぐらいの小冊子にすべて書いてございますので、これを配備していただくと。すると、その中にもう一つ、一目でわかる67の事由がございます。この表につきましても各課に掲げていただいて、知っていただくと。懲戒することは本意でございませぬけども、やはり職員がそういうことを知って、こういうことをすればこういうことになるということで、しっかりと肝に銘じて仕事をしていただくと、そういうことで、周知徹底していきたいと思います。

以上です。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 教育部長、岡田でございます。

田島議員の再質問にお答えします。

岬町立学校教職員の総人数は98人でございます。98人の通勤方法の内訳は、電車通勤が16人、自転車通勤が3人、自動車通勤が79人となっております。各学校別では、淡輪小学校では、電車通勤が11人、自転車通勤が2人、自動車通勤者は16人で、そのうち学校敷地内への駐車台数は4台です。深日小学校では、電車通勤が1人、自動車通勤者は20人、そのうち学校敷地内への駐車台数は4台です。多奈川小学校では、全職員16人が自動車通勤で、そのうち学校敷地内への駐車台数は4台です。岬中学校では、電車通勤者が4人、自転車通勤者が1人、自動車通勤者は27人で、学校敷地内への駐車台数は7台です。

平成15年、他市で起こりました学校敷地内での教職員の車と児童の接触事故を踏まえて、岬町教育委員会では、平成16年4月から敷地内の駐車については緊急時及び生徒指導対応の車両等、必要最小限の台数とするように指導し、小学校においては、先ほど申しましたように4台、中学校においては7台まで許可することにいたしました。なお、敷地内に駐車を許可した車両以外は、学校周辺に駐車場を借りて対応しております。その駐車料金は、敷地内駐車をしている車の教職員も含めて、自動車通勤者全員で頭割りをし、駐車場経営者に支払いをしていると聞いております。

和田博之議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方から、再質問ございました、事故防止策を要望いたしまして、その後の具体的な取り組み内容ですか、その辺のところをご答弁したいと思います。

交通事故が多発する孝子地域の現状を踏まえまして、具体的な安全対策を早急に講じるよう要請していることにつきましては、回答させていただきましたとおりでございます。その後の動きでございますけれども、泉南警察署、それと国道事務所では事故発生要因の多くが車両のスリップによるものと推定されることから、また、同じような状況にありました県境を越えました和歌山市側では、路面にスリップ対策を既に講じていると、そういうなんを踏まえまして、事故が多発する孝子峠におきましても、県境の手前約300メートルの区間におきましてスリップどめ舗装の実施を、さらに路面の舗装を排水性の高い舗装に切りかえる。また、運転手に注意を促す、アローといいまして、矢印型の表示でございますけど、黄色の矢印表示でございますけども、それを路面に表示する対策を講じると聞いているところでございます。

その実施時期につきましては、国道事務所では、事故が多発する状況を踏まえまして、緊急性が特に高い地域にあるということを考慮いたしまして、スリップどめ舗装につきましては、ご質問ありましたとおり、既に実施済みでございまして、その他の対策につきましても、秋ごろまでにはその実施をするというところでございます。

なお、こうした事故防止対策の実施によりまして、交通事故発生を抑止効果が見られない場合につきましては、再度、本町、泉南警察署などの関係機関が協議し、新たな安全対策を講じることも視野に入れていると聞いているところでございます。

本町といたしましては、今回の安全対策の効果等を踏まえながら、引き続き適切な対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 もう最後の質問になりました。大体ほぼご答弁いただいて、中身がわかりました。あとは、どの質問に対しても担当がいかにやる気があるんかないんかによって、この質問が生きてくると思いますので。まず、懲戒処分の部分につきましては、企画部長、早急にそういう資料をこしらえると言うてますので、それは信頼してお願いしておきます。

ただ、私からお願いと約束したいんは、1カ月後、職員さんに懲戒分限とは何どいやということをお尋ねして、それが答えられなかったら部長の成果が否定されたことになるんで、抜き打ちである職員さんにぼんと聞きますんで、そうしたら、こうこう種類があつて、こういう処分受けますと。すごいなあ。それで成果が出ると思いますんで、お約束します。1カ月後、どなたさんかわかりませんが、お尋ねして、成果を確認したいと思います。答弁結構ですよ。

そして、2点目の教育部長のご答弁で、駐車車両等について、校内と校外でとめている車両と足して2分の1で負担していると、そう解してよろしいと思いますねんけども、そういう場合は不平は出てませんか。ただ、そういうやり方が妥当であるのか妥当でないのか、僕は教育関係はわかりませんので、この部分についても、また一遍見直しができれば見直していただきたいなと。やはり校内にとめるもの、緊急の場合に、やはり車両も必要ですので、教職員の。ただ、校内にとめられなかった教職員と校外にとめた教職員の不平不満がないか、それについてもまたひとつ、今後、参考にして、また教職員間のうまくいくようなコミュニケーションが持てるように、ひとつお願いをいたしまして、ご答弁もう結構です。それをひとつお願いしておきます。

最後、交通安全対策について、今後は住民部長に初めてなって、こんだけ調べていただくちゅうことは、さすが白井部長やな思うんですけども。本当に事故を減らすということが目的で、今

後、最後ご答弁いただいたように、関係機関と連絡を密にさせていただいて、1件でも減らすよう努力されたら、白井部長の働きが物すごい反映すると思いますので、私も、またある場所で仕事していますんで、いつも救急車、パトカーが通るのを毎日つけてますんで、「正」という字に。それでまた減ったらお褒めしますし、ふえたら、どうもおかしいなということで、もう答弁結構です。それ、私もじっと頭入れておきますんで。今の質問に対してはご答弁要りません。

議長、どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

和田博之議長 田島乾正君の質問が終わりました。

次に、鍛治末雄君。

鍛治末雄議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず1点目が、障害者を病院に送迎する移送サービスについてでございます。寝たきり老人や重度の障害者が通院するには介護者が必要であります。介護者が仕事を持っている場合とか、その時間がなかなかとれない、また、介護者自身が高齢に伴い、いつまでも介護通院移送ができないといった問題があります。頻繁に治療を受けなければならない人が、治療を受けられないということは悲しいことでもあります。

我が岬町は、泉州地区でも岸和田市、泉南市と肩を並べる移送サービスがあります。片道20キロ以内であれば250円から2,000円以内で、岬町社会福祉協議会のボランティアの皆様約16名の方により移送サービス支援が実施され、弱者に優しく取り組む活動であると、住民の一人として大変喜んでおります。しかし、20キロを超える和歌山市から泉佐野市以遠の場合、移送サービスが受けられないのが現状です。20キロ以内の移送サービス利用者は、町内で五、六十名おられると聞いておりますが、20キロから50キロ移送利用者が若干おられます。また、今後の利用者のごとも考慮して、岬町社会福祉協議会、NPO岬いきがいワーカーズなどに要請し、移送利用できるようお願いしたいと思います。上記移送サービスは、事業費が多額になるものでもなく、弱者に優しいいたわりのある事業だと考えています。

2点目です。定住促進対策による人口増、過疎白書によりますと、過疎地域では若年層の減少と出生率の低下に加え、高齢化が全国平均より20年先行していることから、今後、加速度的に人口が減っていくことが予想されています。岬町におきましては、昭和53年、2万3,597人をピークとして減少を続けており、平成18年4月1日現在、1万9,078人となり、ピーク時より4,519人減少し、高齢化率が約25.8%と、4人に1人が高齢者という状況です。

平成10年の過疎白書によりますと、人口の増減の要因分析の結果、人口の増加する集落は、住宅の整備が48.3%、道路の整備が22.1%、U・J・Iターンが14.6%となってお

ります。人口の減少する集落は、高齢化進行による自然減 9 2 %、若者の流出による社会減 8 0 . 2 %、地場産業の衰退、これが 1 6 . 4 %となっております。

岬町の発展と活性化を図るため、空港対策跡地利用促進委員会、第二阪和国道建設促進委員会の特別委員会を設け、推進中でございます。跡地利用では、企業誘致条例を制定し、早期誘致実現に向け関連部署にて鋭意努力中であり、企業誘致が実現すれば町内での雇用先がふえ、若年層の定住促進に大いに貢献します。第二阪和国道も、行政、議会ともどもの活動により、平成 1 7 年 3 月 2 5 日付で、岬町淡輪ランプから和歌山大谷ランプ間約 9 キロが調査区間に指定され、淡輪ランプから深日ランプ間約 2 . 2 キロが事業化され、全線の早期開通を目指し、今後、なお活発な活動が予定されております。供用を開始されれば、交通混雑の解消、より便利になり、より快適になり、企業誘致にも弾みがつきます。観光資源の有効利用や地域開発が進み、豊かな未来を開くコミュニケーションロードとして大いに定住対策、人口増に寄与します。

前述いたしましたとおり、人口が増加する三大要因のうち、岬町が今後積極的に取り組まなければならないのが住宅の整備ではないかと考えます。また、このたび新設された企画部の最重要課題が岬町の人口増を図り、まちを再生させるため、魅力あるまちづくり推進の諸施策を企画していく企画力の充実を図る必要があると、企画部を創設するに当たり、聞いております。

ここで 2 点質問いたします。まず 1 点目が、町内における町営・府営の住宅戸数と入居状況の現状はどうなっていますか。また、人口増と定住対策として、今後の住宅整備をどのように計画されているのか伺います。

2 点目が、企業誘致と第二阪和国道の早期実現に対しては事業部で推進されていますが、企画部が新設され 2 カ月経過いたしました。人口増を図るための諸施策の計画等、詳細に伺いたいと思います。

再質問は自席にて行います。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

私の方からは、1 点目の障害者、高齢者の移送サービスについてご答弁申し上げたいと思います。

障害者や高齢者向けの通院移送サービスは、現在、岬町社会福祉協議会がボランティアの協力を得て、月 2 回までの通院を対象に実施をしているところであります。料金の方については、ガソリン代金を基本に設定されており、岬町内が片道 2 5 0 円、町外については距離に応じて片道 5 0 0 円から 7 5 0 円、1 , 0 0 0 円という 3 つの区分で事業を実施しています。

本来、この有償運送は、道路運送法第80条の規定による免許を受けて行わなければならないところですが、福祉関係の有償サービスについては、これまで柔軟な運用が行われてきていました。しかし、この柔軟な運用もことしの9月までとなっており、それまでに法の規定に基づく許可を得なければならないこととなっております。岬町社会福祉協議会においても、この通院移送サービスについて、この許可を得ていただき、10月以降も引き続き実施できるようにすることが優先的な課題だと考えておりますし、社会福祉協議会の方においても、その申請の準備をしているというふうに聞いております。

議員ご指摘の移送範囲についてですが、今のところ、実際に運転していただくボランティアさんの負担を考えて、南は和歌山市、北は泉佐野市までというふうに決められているというふうに聞いています。しかし、ご指摘のとおり、まれなケースでは、病種によって、泉佐野より遠くの医療施設への通院も余儀なくされている方もおられるというふうに聞いておりますので、この道路運送法第80条の免許を得て以降、ニーズに応じた運用を検討されるよう、社会福祉協議会の方に要請してまいりたいと考えております。

以上です。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の町営・府営住宅の状況でございますが、町営住宅につきましては6カ所ございますが、合わせて管理戸数369戸に対しまして、入居戸数が305戸、入居率は82.7%でございます。また、府営岬深日住宅につきましては、管理戸数120戸に対しまして、入居戸数が102戸、入居率は85%でございます。以上、町内全体といたしましては、管理戸数489戸に対しまして、入居戸数が407戸、入居率は83.2%でございます。なお、このデータは、本年の4月30日現在のものです。

次に、人口増と定住対策として、今後の住宅整備をどのように計画していくのかということですが、議員お示しのとおり、第二阪和国道の延伸など、アクセスや企業誘致を進めている中、町内に居住していただくための住宅の確保も進めていく必要があると認識しております。

一方、財政再建団体への転落が危惧される厳しい財政状況の中、新たな住宅地の開発や町営住宅の建設は非常に困難な状況にあり、また、これらの公的な住宅は、公営住宅法により、困窮する低所得者に対し安い家賃で賃貸することを目的としていることから、入居者の募集に際しては、さまざまな制約があります。

そのため、町内の定住人口をふやすためには、公営住宅とは別に、定住用の住宅を確保する必

要があります。先日、私も町長と町内を巡回した際、町内各地に空き家が少なからずも見受けたことがあり、これらの住宅を活用できないかという問題意識を持っております。町内の空き家は、基本的には個人の財産であり、行政として積極的に活用していくには課題があります。例えば空き家の所有者が入居者を募集しており、かつ行政がそれに関与することを同意いただける場合など、一定の条件をクリアした場合には、町の魅力や暮らしやすさなどのアピールポイント等を添えるなどして、空き家情報を町内はもとより近隣市町などの町外の不動産業界等に対して提供していくといった取り組みも効果的ではないかと考えています。今後、町内の空き家の状況や所有者の意向等を調査、検討し、多様なニーズに対応できる住宅情報を提供することにより、定住人口を増加することができるよう検討を進めてまいります。

次に、人口増を図るため諸施策の計画についてであります。定住の促進や人口の増加については、議員お示しのとおり、さまざまな要因が複雑に関与しており、画一的な対策ではなく、多様な取り組みを並行して進めていく必要があると認識しております。

具体的には、入居者の価値観やライフスタイルに適合した住居、また道路や水道といった暮らしやすい都市インフラの整備などのハードに加え、企業誘致や町内産業の活性化による働く場の創出・確保、子育てがしやすいまちづくりや教育環境の充実、さらには都市のイメージアップといったソフト面での取り組みなど、ハード面、ソフト面の双方から取り組みが必要と考えています。これらは長期的な視点から、計画的にまちづくりの中で取り組む必要があります。そのため第3次総合計画がその基本的な計画として位置づけられています。また、それぞれの行政課題ごとに下位計画として各種計画を策定して取り組んできました。また、今年度、新たに企画部を置き、企画能力の充実を図ることにより、定住人口の増加対策についても検討していくこととしております。

そのためには、これまでの自治体で取り組まれた結婚や出産の祝い金制度、定住助成金制度や豊かな自然を活用した就農促進制度などの効果について検証するとともに、新たな定住促進策については多面的な取り組みが必要なことから、企画部が中心となって広く住民や町職員のアイデア等を募り、例えばワーキンググループを設置するなどにより検討してまいりたいと思います。

定住の促進や人口増も含め、町の活性化に向けた諸課題について、企画部の総合調整機能を遺憾なく発揮し、町の見識、知識、アイデア等を余すことなく活用した施策を構築・展開することにより、岬町が、魅力にあふれ、住んでみたい、暮らしやすいと感じていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

和田博之議長 鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 まず、第1点目の障害者の移送サービスについてであります。現在、少ない件数ですが、和歌山市から泉佐野以遠への移送サービス希望者がおられます。早期実現できるよう努力していただきたく要望いたします。

2点目の定住促進対策による人口増ですが、民間での住宅建設、望海坂を中心に、今現在進めておられます。先ほどお話ありました、空き家の活用対策について、現在、実態調査と所有者の意向等、調査、検討し、多様なニーズに対応するとありますが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

また、岬町は自然環境にすぐれており、賃貸住宅とか個人または法人にセカンドハウスとしての賃貸も考えられますので、そういうことも含めて、早期実現できるよう検討の方、よろしく願いいたします。

それと、新設の企画部で、町の活性化と人口増でいろいろ検討されていることはわかりました。お金を極力使用せず取り組むことは大変だとは思いますが、全職員のアイデアで難局を突破できるよう頑張ってください。

なお、現在、岬町が他市町村に先駆けて実施しているすぐれた施策がいろいろあると思えます。その施策がどういうものであるかを述べていただきたいのと、そのPR方法は、現在、不足していると思えます。今後どういう方法で宣伝いうんか、PRしていくのか、その2点、あわせてお答え願いたいと思えます。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 企画部の竹本です。

鍛冶議員の再質問にお答えいたします。

岬町が他市町村に先駆けて実施しているすぐれた施策は何があるのかと。それはもっとPRしてほしいということでございますので。まず、福祉関係では、学童保育は平成13年度から実施しており、17年度からは午後7時まで時間延長を行っております。現在、岸和田以南では、熊取町が6時半でして、あとのすべては5時までとなっております。

また、女性の健康づくり事業の基本健診については、従来は40歳以上の方のみの実施でしたが、平成7年度より年齢の引き下げを行い、現在18歳以上となっております。

また、国民健康保険の特別事業として、本年度から、15歳から39歳までの方に無料で基本健診を実施しております。

そして、先ほど福祉部長からも述べましたように、社会福祉協議会の事業として通院移送サー

ビスを実施しております。

次に、教育関係では、自校方式による中学給食の実施。これにつきましては、堺以南では泉市、熊取町、それと田尻町及び岬町のみが実施しております。

また、町立の給食センターにおきましては、非常にすぐれた最新の設備を備えておりまして、大阪府内の栄養職員の研修には毎年活用されております。また、給食に出すパンは、府内に40業者がごさいますが、昨年度は、我が岬町内の業者が最優秀賞を受賞しております。

また、平成12年度に、大阪府の総合的教育力活性化事業を受けて、岬町では地域教育協議会、いわゆるすこやかネットの成功で非常に注目されているところでございます。

また、学校評価システム構築事業につきましては、府内約1,000の小・中学校のうち13校が実施することになっておりますが、そのうち岬町では全小・中学校4校が先進的に実施いたします。

そして、町の直接の施策ではありませんが、日本に一つしかないビーチバレーの常設コート「潮騒ビバレー」や海洋レクリエーションの拠点が里海公園でございます。

今後、このような町独自の施策や岬町の魅力ある情報をあらゆる方法で町外に発信し、岬町に来ていただき、住んでもらえるようにPRに努めてまいりたいと思います。

そのPRの手法といたしましては、ホームページ、ケーブルテレビの発信、特にホームページを活用したメールマガジンの発信を現在検討しております。そして、今まで余り行っていませんでしたが、反響が非常に大きいテレビ、新聞、各情報紙への情報提供、いわゆる売り込みを積極的に実施し、岬町のPRを進めてまいりたいと思います。

以上です。

和田博之議長 鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 最後の質問になりますが、その前に、今いろいろと岬町ですぐれた施策を述べてもらいましたけども、私、岬町に来まして一番感じるのが、ボランティアが一番積極的にたくさんやっておられると、こういう点も列挙してもいいんじゃないかと思えます。その辺もあわせてPR方法、いろいろと凝らしてやっていただきたいと思えます。

最後に、町長へお伺いしたいんですけども、先日の一斉清掃で、みずからマイクを持って皆さんに訴えかけるというように、何かにつけて積極的に取り組んでおられます、その姿勢でございます。企画部の新設等により、町の活性化と人口増を考えておられますが、町長としてのお考えがあれば、追加補足していただきたいと思えます。

以上です。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 町長の石田でございます。

鍛冶議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、企画部を創設した最大の理由は、各部の調整機能というところかと思えます。この町をいかに売り込んでいくか、そして定住をしていただくかというところでは、まず、この町のいいところはどこか。きれいな海、美しい山、これをただ何もしないで、その自然を守れるとは思っておりません。そこでは、まず、海につきましては、現在、上下水道部の方で下水を徐々に普及していただいております。現在、62%弱の普及率かと思えますが、今年度中には64%まで普及する、これわずか2%といたしますけども、今まで数値が上がってきたのは、各地区でのコンプラをつないで数値を上げていたということでございますので、これからは本当に旧村の1軒1軒のお宅をつないでいくという非常に困難な作業が待ち受けていると思えますけども、それも徐々にこなしていただいて、数値を上げていただく。こうすることによって、海が私たちの子供のころよりもさらにきれいな海をつくっていけると確信いたしておりますし、また、山につきましては、地域協議会の皆様方初めいろんなボランティアの方で、里山づくりという形で手を入れていただいて、美しい山が実現されてきております。

こういったように、美しい山、美しい海、まずこれをつくるのが先決で、そして、それを今度はいかに見ていただくかということで、現在、町の方におきましては、職員を中心に、まだ事業名は若干変更するかもしれませんが、俳句でハイクという形で、近郷ですね、町内をいろいろ散策していただいて、俳句を詠みながらというような企画を検討しております。これは、今、まだ職員の中だけでやっておりますが、広く住民の皆さんにも参加していただいて、まず町外からこの岬町のいいところを見ていただくという企画を計画しております。

そしてまた、あるNPOの方では、孝子の小学校を利用して老人大学というような計画もされていると聞き及んでおります。これに、さらに私たちも企画を足して、例えば団塊の世代の方々、2007年から定年を迎えていかれますけども、こういった方々に、まず孝子小学校に来ていただく。そして、朝礼を受けていただき、ラジオ体操をしていただき、そして岬町の歴史の授業があり、あるいは町内のいろんなところを遠足と称して回っていただく、そういったことをする中で、岬町のすばらしさを認識していただいて、もしそこで、こんな町に定年後住んでみたいという方があれば、先ほど企画部長から申したような形で、協力していただける空き家を提供していくということも可能ではないかなと考えております。

また、そのためにも事業部の方で展開している企業誘致あるいは第二阪和の延伸等、さまざま

な各部にまたがることを調整していく、これが企画部長の仕事だと思っておりますので、その辺りますますこれから、まだ機構改革して2カ月でございますが、これからさらにその能力を発揮して、すばらしいまちづくり、運営していけると、私自身確信しております。

以上でございます。

和田博之議長 鍛冶末雄君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思えます。ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は5分間の休憩という形にしたいと思えますんで、20分から再開します。また放送しますんで、よろしくお願ひします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時24分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

教育、子育て支援、ボランティアの身分証発行についての3点について、質問させていただきます。

教育についてですが、最初に英語教育の取り組みについてお尋ねいたします。中央教育審議会の外国部専門部会が小学5年生から英語の授業を必須化すべきと提言したことで、全国的にも各小学校での英語教育必須化の動きが加速しております。また、必須化する理由として、21世紀を生き抜くには国際的共通語として不可欠といった意見があります。また、日本人の運用能力は十分でないとする一方、言語の感覚が高まり、国語力の育成にもよい影響が考えられるとの指摘もあります。

文部科学省によると、昨年度、全国約2万3,000校ある公立小学校の93.6%が英語教育に取り組んでいるとのデータも出ております。また、先進自治体においては、小学校から英語を教える構造改革特区の認定を受け、小学3年生から正式な教科として英語教育を進め、4年生までには聞く、話すを中心に学び、5年生から読み書きが加わる。6年生になると、1年前倒して中学1年の教科書を使用するといったぐあいに取り組んでおります。当町としても、小学校において英語教育を取り入れていると聞き及んでおりますが、どのように取り組まれているので

しょうか。また、英語教育のさらなる充実を求め、小中一貫の英語教育については、どのように考えておられるのか、当町としての見解をお尋ねいたします。

次に、幼保一貫教育の取り組み状況についてですが、保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ総合施設「認定こども園」を整備するための幼保一元化法案が衆議院を通過し、現在、参議院で審議されております。

私は、昨年12月議会で幼保一貫教育の重要性について質問しました。そのときに、「文部科学省と厚生労働省から幼保一元化に係る基準なり指針が示された時点で、岬町ではそれを踏まえて具体的な検討に着手していこうというふうに考えています」との答弁をいただいております。また、そのときに、「特に淡輪保育所においては施設を増設し、待機児童の解消がなされたが、定員ぎりぎりとなっている。今後のことを考えたときには、淡輪幼稚園の空き教室を活用し、幼保一元化への取り組みが必要だと思う」との提言もいたしました。

現在、淡輪保育所においては、今後も入所希望者がふえる状況にあると聞き及んでおります。このことだけをかながみても早く対策をとらねばと思いますし、また、就学前の幼児教育の重要性からも速やかにプロジェクトを立ち上げて検討すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て支援についてですが、当町においては、本年4月に子育て支援課が設置され、子育てに関する施策の充実がなされようとしております。私も、昨年12月議会でチャイルドファースト社会の実現を目指し、子育て支援課の設置を強く提言してきただけに大変うれしく思います。また、住民、特に子育てにかかわる住民は、子育て支援課に大きな期待を持っております。子育て支援課として果たすべき役割は大変重大であります。岬町としてどのようなビジョンを描き、施策の実現に向け努力されるのか、お尋ねいたします。

次に、子育て支援センターについてですが、この子育て支援センターの設置についても強く要望してきただけに大変うれしく思います。また、育児不安を抱える方から、「オープンはいつですか」「どんなことをしてくれるのですか」といった問い合わせもあります。具体的な立ち上げ時期について、また事業内容についてお尋ねいたします。

次に、子供プランについてですが、文部科学・厚生労働両省が、放課後の児童の居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」を創設すると発表しております。これは文部科学省の地域子ども教室と厚生労働省の放課後地域児童クラブが連携して行うものです。当町においてもすこやかネットが地域子ども教室推進事業の活動を担ってくださっていると聞きしております。福祉の放課後児童クラブと教育のすこやかネットを一元化することにより、活動の内容もさらに充実す

と思いますが、その点いかが考えられるでしょうか。

また、放課後児童クラブにおいては、対象年齢を現在の低学年から高学年まで拡充してほしいとの保護者からの要望がありますが、このことも解決すると思います。この「放課後子どもプラン」の活用について、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、産後ヘルプ事業及び子育て援助についてですが、私は、平成13年12月議会で、産褥期のヘルパー派遣について質問し、母子保健計画の計画項目に明記していただいております。そのときにも述べたのですが、出産直後の産褥期は体調面、心理面の不安に加え、生活環境の変化で、当人の女性にとっては、買い物、洗濯、掃除が大変負担になります。これらが引き金となり、産後、うつ病にかかる方もおり、また、これが高じて児童虐待の要因の一つになるとも指摘されております。特に育てにくい子供を抱えている家庭に対しては、保健師、保育士など、適切なアドバイスや技術指導が行える人の派遣も必要かと思っております。これらを踏まえて、産後ヘルプ事業の早期実施及び子育て援助についての当町の見解をお尋ねいたします。

次に、ボランティアの身分証発行についてですが、自分たちの住む町、岬町を美しく感じる町にしたいとの思いで、清掃活動をしながら、またときにはアルミ缶や古紙を持ち寄って、その収益金で花の苗を買い、児童遊園などに花を植えて、花いっぱい岬町を目指しているボランティアグループの方々から、活動するときに携帯できる身分証があればいいのとの相談を受けました。当町においては、例えば学校安全ボランティアの方々活動するときにはグッズを携帯及び着用するなどして業務を行っておりますが、こうした自主的な活動ボランティアの方々にも身分証を発行するなどして、活動しやすいように便宜を図れないものでしょうか、当町としての見解をお尋ねいたします。

質問は以上でございます。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 川端議員のご質問にお答えします。

私の方からは、教育の分野での幼保一貫教育の取り組み状況、それと子育て支援の中での子育て支援課のビジョン、子育て支援センターのオープン、そして産後ヘルプ事業及び子育て援助についてにご答弁申し上げます。

まず、幼保一貫教育の取り組み状況ですけれども、現在、総合施設「こども園」の議案については、国会で審議中というふうに聞いております。ことしの秋ごろには文部科学省と厚生労働省から幼保一元化に係る基準なり指針なりが示されるというふうに聞いているところであります。

岬町では、それを踏まえて具体的な検討に着手していく考えがあります。検討に当たっては、子供の発達上の問題の解決のため、就学前教育の重視と子育て支援、特に子育てになれていない家庭への支援の充実を考えているところです。また、限られた行政資源である既存組織、人材をどのように有効に活用していくかということも視野に入れて進めていく必要があります。

そこで、国の基準なり、指針が示された時点で、福祉部と教育委員会合同で検討チームをつくり、情報交換を密にして、幼保一元化あるいは幼保一貫教育の可能性、メリット・デメリット等を整理できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、子育て支援課のビジョンについてであります。本年4月に新設されました福祉部子育て支援課では、次の世代を担う社会の宝、未来の宝である乳幼児や児童の健やかな成長を願う全町的な子育て支援を実施するために、平成17年度に作成いたしました岬町次世代育成支援行動計画に基づいて施策を展開してまいりたいと考えています。

この行動計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえながら、次代を担う子供たちの健やかな成長を支援し、また、子供を持つこと、育てることに喜びや大きな価値を感じることできる社会の実現に向けて、町全体で今後進めていく次世代育成支援施策の方向や目標を総合的に定めたものでございます。

そこでは、基本理念として、「豊かな自然と地域の力に包まれて、一人一人の子供が、親が輝くまちづくり」のもとで、4つの基本目標、1つには、子育てをしているすべての家庭への支援、2つ目には、子供の権利擁護の推進、3つ目には、仕事と子育ての両立支援、そして4点目に、子供が健やかに育つまちづくりの4つの基本目標を達成及び実現するために、子育てにかかわる各種団体等と協力関係を深めながら、幅広く住民の参加を得ながら、地域の特性を生かした取り組みを推進することをうたっているところで、子育て支援課もこの理念と目標に沿って事業を展開していきたいと考えております。

次に、子育て支援センターのオープンについてであります。子育て支援センターは、緑ヶ丘保育所におきまして、ことしの前半期を準備期間として、保護者のニーズを把握しながら、近隣市町村の施設の視察調査、聞き取り調査を実施し、町内に点在する子育てのサークルや子育て支援に関する各種団体に呼びかけ、一堂に会して意見を聞き、子育て支援センターの運営にかかわっていただき、より身近で、利用しやすい施設とすべく、この10月1日のオープンをめどに整備を進めております。

岬町におきましては、育児についての相談や指導、空き教室等のオープンスペースの貸し出しや交流の場の提供、絵本や童話などの本の貸し出し、子育てや育児に関する講座や研修会の開催、

子育て情報の発信、提供の場などを考えております。

また、子供同士、保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で、気軽に集い合う場所を提供することで、お互いが情報交換や交流をし、育児不安の軽減や仲間づくりにつなげる出会いの広場、地域における子育て支援の拠点として、育児相談、育児教室、育児講座等、子育てサークル活動を積極的に推進し、保健センター、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、保育所等の各種機関や町内の子育て支援グループと連携を図りながら、子育てネットワークの中核的拠点として位置づけられるように整備してまいります。

最後に、産後ヘルプ事業及び子育て支援事業について、ご答弁申し上げます。産後ヘルプ事業につきましては、母子保健計画に10年間の後半期、2006年から2010年までの間に整備をする事業として位置づけているところであります。今後、財政状況もあり、すぐに実現できるというふうには考えておりませんが、計画の最終年度までにはこの事業が実施できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 教育部長、岡田でございます。

川端議員のご質問にお答えします。

まず、川端議員の方のご質問内容の英語教育の取り組みについて、それから、福祉部長から答弁させていただきましたが、幼保一貫教育の取り組みについての補足、それから、子どもプランについて、この子どもプランにつきましては、現在、国の案で放課後子どもプランという案では、教育委員会が中心になって福祉部の協力のもとに事業を推進するというプランになっておりますので、私の方で一括して答えさせていただきます。

まず、英語教育の取り組みについてでございますが、本町においては、平成7年より中学校に国の外国青年招致事業によるALTの派遣事業を行い、中学校の英語教育を充実させるとともに、小学校における総合的な学習の時間等にも派遣することで、本物の英語教育に親しむ活動を実施してまいりました。

さらに、国際理解教育の一層の推進が求められることから、平成7年7月より、小学校・幼稚園専属ALTを町単費で配置し、ネイティブ英語に親しむ機会を広げるとともに、国際理解教育の一層の推進を図っているところでございます。

本町の小学校での英語活動の内容ですが、子供たちとALTがなじみ、月1回、クラスにいたしますと、月1回という回数ですが、子供たちも毎月の授業を楽しみにしております。児童期は

新たな事象に対する興味・関心が強く、異文化も自然に受け入れられる時期であり、この時期に英語に触れることは、コミュニケーション能力を育てるとともに国際理解を深める上でも重要であると考えております。

議員がご指摘のように、小・中学校一貫の英語教育を推進することは重要だと認識しておりまして、今年度、次のような3点について検討に入ったところでございます。

1つは、小学校で英語の学習をしたことが中学校で役に立つような、小・中学校一貫の英語教育を推進する検討会の立ち上げでございます。中学校の英語は非常に大阪府内でもすぐれた取り組みをしていただいておりますので、その中学校の英語につないでいく小学校の英語教育というものを模索してまいりたいと思います。

2つは、小学校で英語活動の公開授業を実施し、それを小学校、中学校の先生方で研究協議して、小学校の英語はどこまであるべきだろうか、どんな方法がいいだろうかということの研究協議してまいりたいと思います。

3つは、すこやかネット、地域教育協議会の学校づくり委員会で、小・中が連携した岬町の英語教育の充実について検討を進めてまいりたいと思います。

以上、3つの取り組みを通して、小学校1名、中学校1名のALTを活用しながら、小学校の英語活動と中学校の英語教育のスムーズな接続を図っていく所存でございます。

続きまして、幼保一貫教育の取り組み状況についてでございますが、福祉部の回答につけ加えて、幼稚園と保育所につきましては、それぞれの施設の性格や目的、保育内容が異なりますので、一元化の検討に当たっては、慎重で周到的な議論が必要であると考えております。

教育委員会といたしましても、福祉部とともにプロジェクトチームを形成し、岬町の子供たちにとってよりよい就学前教育の確立を図りたいと思います。

なお、議員からご指摘のあった淡輪の状況につきましては、来年度から淡輪幼稚園において3歳児保育を実施すること、また預かり保育の延長が可能かどうかについて、本年4月から検討に入っておりますことを申し添えます。

続きまして、放課後子どもプランにつきましては、教育委員会においては、平成16年度より、地域子ども教室推進事業において、各小学校で、放課後、地域の教育ボランティアによる子供たちの体験教室を実施しているところでございます。そこには、福祉部が実施しております学童保育の子供たちも参加し、教育と福祉が連携した取り組みを進めているところでございます。国においては、この夏、来年度の概算要求において、その方向性が示されることとなりますが、その中で、子供たちに放課後の遊びや集団生活の場を提供する。それに加えて、退職教員等による放

課後の補習授業も実施されるという報道もあり、動向を踏まえながら、本町においても福祉部と連携を図って、積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、英語教育の答弁の中で国際理解教育のために、小学校で導入したのを平成7年というふうに申し上げましたが、平成17年7月からの実施でございますので、訂正をさせていただきます。

以上です。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 企画部の竹本です。

私の方からは、川端議員のご提案のボランティアの身分証の発行について、お答えいたします。

ボランティア活動につきましては、町民の皆様が善意で広く奉仕活動を行うものであり、現在、岬町におきましては、大きくは自発的に活動されている個人または団体と、行政が活動の場を提供して参画していただいているケースがございます。議員お示しの身分証明書の交付につきましては、例えば先ほど議員がおっしゃいましたように、教育委員会では平成16年度から子供たちの安全・安心を守るために、学校安全ボランティア員証を現在98名に発行しており、登下校時に通学路に立って子供たちを見守っていただいております。そのときに着用している黄色いジャンパー、帽子、旗などは、まさにその業務にマッチしており、子供たちが一目でわかり、安心できると思います。

また、毎月8日には、長生会や民生委員協議会、青少年指導員などの方、それと町職員の巡回も、そのようなご協力も願っているところでございます。

また、清掃・美化活動として、道路や海岸、地域でボランティア活動を自主的に行っている団体や個人の方々につきましては、利用者への啓発等の観点で効果が認められることから、そのうちアダプト制度の自然海浜清掃ボランティアの一部の方には、その用途の必要上、身分証明書を発行してございます。これは来場者にごみの持ち帰りを呼びかけているということでございます。

一方、行政が活動の場を提供するもの以外のボランティア活動のすべての把握は困難であり、一律に身分証を発行することはさまざまな課題とあると考えています。そのため、まずは各課に係る公共スペースにおいて活動しているボランティアの実態を調査し、どのような活動を行っているかを精査し、用途の必要に応じて当該団体と、場所によりましては国と府と協議した上で、発行の要否、身分証のスタイル等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

和田博之議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

英語教育につきましては、一生懸命してくれてはるということを今お聞きしまして、さらなる努力で、より充実していただけるように要望いたします。

また、幼保一貫教育についてなんですけども、まずは待機児童が出ることのないようにやってほしいなということ、いろいろ本当に一元化していくというのは大変なことだと思いますけども、まずは待機児童が出ることのないようにということを、これは要望しておきます。

あと、子育て支援課、また子育て支援センター並びに子育て援助なんですけども、子育て支援課も次世代育成支援計画に基づいてということで、これから一つ一つ具体的にということかと思えます。

あと、子育て支援センターなんですけども、10月1日にオープンということで、しっかり取り組んでほしいなと思います。そのときに、やっぱり子育て支援センターというのが、子育て支援課にもかかわるかと思うんですけども、あくまでも対象というのは、子供さんというんか、乳幼児、就学前だけでなく、やはり18歳までが対象になるかなと思いますので、その辺で子育て支援センターに対する期待というんか、役割というのは大きなものがあるかと思えます。

今後の課題というものは、言うたら、例えば思春期の対応なども子育て支援センターでしていけるのかとか、いろいろ本当に乳幼児でも就学前でも一時保育なんかもやっていけるのかとか、いろいろ課題はたくさんありますし、また言うたら、対象が広いだけに、今現実には、子育て支援センター、福祉部に位置づけられてますけども、やっぱりところによれば、子供部というのを新設しているところもありますので、子供部を新設して、その中に子育て支援課、幼児課、子供未来課という3課から子供部を設置しているところもあります。

そんなん、この小さい岬町でそこまではいなくても、その辺をただ福祉部の中の子育て課というところに位置づけしないで、その辺も大きく、また考えていただきたいなと思うことと、あと、言うたら、人の配置なんですけども、この間の子育て支援センターに見学に行かせていただいたんです。そしたら、所長が、こぐま園の所長を兼務して、私がいてる間も、そのほかにもいろんなことを仕事されると言うてましたけども、ひっきりなしに電話がかかってました。そこには所長と、あと、臨職の方、言うたら臨職の方やったら、電話当番しかできないというような感じでしてましたけども、これ、オープンして、いろんな抱える課題をやっていこうと思ったときには、今の人の配置では、ちょっと無理があると思うんで、仕事が回っていかないと思います。この辺について、きちっと指導員を置くとか、その辺をどういうふうに考えているのかということをやっともう1回お聞きしたいと思えます。

あと、子どもプランについては、先ほども答弁くださいました。やはり今回の内容の中に教職を目指す学生、または退職職員の協力でもって補習授業がやっていけるということもされていると思います。今現在、問題になっている格差社会というのが取りざたされてますけども、これが教育環境においてもそういうものがあると。教育にお金をかけれる家庭と、またそうでない家庭との差が出てきているということも聞いておりますので、この子どもプランが創設されて、これはやっていく中に、そういうところの問題も解決できるんじゃないかなと思いますので、積極的に子どもプランについては推進して下さるよう要望しておきます。

産後ヘルプ事業及び子育て援助というんか、子育て支援一環にかかわることなんですけども、この間から出生率が1.25ということが四角四面に取りざたされておりました。これは平成17年の合計特殊出生率1.25で、これについて福井県の方が、平成16年が1.45で、平成17年に1.47で出生率が上がっているというね、それには福井県はどこよりもいろんな形で子育て支援をしてるということで、この紙面に載ってました。やっぱりいろんなあらゆる子育て支援というのは、ひとつ少子化対策になると思いますので、その辺取り組んでほしいと思います。

あと、ボランティアの身分証発行についてなんですけども、やっぱりボランティアの方々が活動しやすいように何とか欲しい方には身分証を発行していただけるように、よろしく願います。

和田博之議長 芦田部長。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

川端議員の再質問にお答え申し上げます。

子育て支援センターの今後の運営のあり方についてということですが、他市町村の子育て支援センターの中身を見ますと、やはり乳幼児、特に就学前の年齢層にかなり限定した事業展開というふうになっているところがほとんどであります。ただ、子育て支援センターの対象は児童ということですので、年齢としては18歳未満までの子供たちを対象にするということでもありますので、その理念の実現に向けて、今後、その運営方法というものを考えていきたいというふうに思います。

それから、同じく子育て支援センターの準備体制の問題ですが、議員ご指摘のとおり、現在、支援センターの準備室は、保育士の所長1名と、その補助的業務を行っております臨時保育士1名の合計2名で準備を進めているところであります。ただ、所長がこぐま園の園長を兼務していること及び保育所の給食の責任者も兼務しているということで、業務に追われているということは確かであります。

特にことは、こぐま園の入所児につきまして、どうしても保育士が常時張りつかないといけない子供が1名おります。そのために、こぐま園の方に体制をとられてしまうということで、所長も非常に忙しくなってきたというふうに聞いておりますので、この6月から新たに、こぐま園の入所児を迎えるについて、保育士を1名、こぐま園の方に増員をしましたので、その分が若干軽減されるのではないかとというふうに考えております。

子育て支援センターの開設につきましては、現在の体制以上という形での準備というのは無理だということに判断しておりますので、現場のセンターと子育て支援課の事務的な支援等を受けながら、10月1日のオープンを目指していきたいというふうに考えております。実際に支援センターを開設して、住民のニーズに合った事業を円滑に推進していくためには、適切なマンパワーも必要かというふうに考えております。

当初は、やはり事業というのは手探りで、やはりそこに来られる住民、利用者の、あるいは保護者の皆さんの不安や意見や要望等を取り入れながら事業を展開していく、その方がうまくいくというふうに成功したセンターの先輩たちからも聞いておりますので、そういうように改善しながら、少しずつ改善しながら、よいものをつくり上げていく。そういうふうに整備していくために、来年度の体制についても、現在よりは少し充実するように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、産後ヘルプ事業及び子育て援助事業につきまして、補足しますけれども、子育ての援助についてということでは、母子保健の分野では、出産前からの両親教室を実施しておりますし、第一子の出産家庭への保健師による全戸訪問、これをことしから実施しております。さらに4カ月健診等で、新生児の育成状況の把握と母体の回復の促進へのサポートという面で機能しているところであります。

今後、男女共同参画社会の実現として、共働き家庭に対する保育事業の多様化も課題ではありますが、それだけではなくて、子育て家庭全体に対する支援体制を充実していくことが求められていますし、岬町の次世代育成計画にもそのことをうたっているところであります。ただ、それを実現するためには、ご指摘の地域の住民の皆さん、各種団体と協働しながら進めていくことが重要であるというふうに認識しているところであり、その視点から、今後、ニーズに合う子育てへの支援策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

和田博之議長 川端啓子君。

川端啓子議員 そしたら、マンパワーについては、とにかく、まず10月1日オープンまでは今

のあれでしていったって、それ以降については、また考えていくということかなと思いますので、また、そのときにいろいろと質問をしていきたいと思います。

それと、あと、町長にちょっと1つ、最後に質問させていただきたいんですけども。将来の教育の展望について、本当に、言うたら、今現実にいるんな国も出生率が向上するように、少子化対策というのを大臣も誕生して、してるけども、現実には出生率というのが低下してくるという状況、国もそうやし、また岬町においてもなかなか厳しい状況で、何とか少子化対策というんか、出生率が向上するようにという、その手だてももちろん大事やけども、また、現実ということを見据えたときに、本当に将来の教育の展望という、子供さんが減る状況もある。子供さんが入学する。少ないところだったら、何年後には20人を切るよとかいう話も聞いているんです。そうしたときに、やはり集団教育ということで、その辺について、町長はどのように考えてはるのかなということをお聞きします。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 町長の石田でございます。

川端議員のご質問にお答えいたします。

先ほど鍛冶議員のご質問のときには、高齢者、団塊の世代の方々の定住という形でご答弁させていただいたんですけども、今の川端議員のご質問では、私が常々公約でも申しておりました、若い人たちが安心して子供を産み、育てられるというまちづくりという観点からも、確かに子供の教育、重要でございますし、また、そのための子育て支援という形で、この10月1日のオープンへ向けての子育て支援センターの設置という形を今般進めているわけでございますが、特に教育におきましては、我が国の教育は、少子化や都市化の進展、家庭や地域社会の教育力の著しい低下などを背景として、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発など、深刻な問題に直面していると私も認識しております。

しかし、本町においては、幼稚園、保育所を初め小学校、中学校において、大変落ちついた環境の中で子供たちが学習していると聞き及んでおりますし、このことは教職員の努力はもちろんのこと、学校・家庭・地域社会が連携して、子供たちを見守っていくシステムができ上がりつつあるからだと認識いたしております。

今後の本町の教育のビジョンを語る上では、現在のこの状況をさらに発展させていただきたいという願いがまずございます。その上で、教育委員会には、私といたしましては2つのことを要望しております。

1つは、確かな学力の向上ということでございます。基礎基本の充実はもちろんのこと、一人

一人の子供の個性・能力に応じた教育を進め、みずからの進路を切り開いていくような力を子供たちにつけさせてほしいと願っております。

2つ目は、生きる力の育成ということでございます。科学技術の急速な発展、経済社会のグローバル化、情報化など、社会が大きく変化する中で、学校で学んだ知識が一生通用するという時代ではなくなりつつあります。これからの子供たちには、学んだことを基礎に、新たな知識を獲得しつつ、時代や社会の進展に柔軟に対応していくことのできる力が求められております。

教育委員会は町長部局とは独立した組織ではございますが、以上の2点、平たく言えば、確かな学力と野性味のある子供、この2点を申し上げて、今後とも、連携・協力を図りながら、本町の子供たちの成長を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 川端啓子君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時5分。よろしく申し上げます。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時07分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の中原 晶です。

今回は、学童保育と高齢者の災害対策について質問します。

まず第1点に、学童保育について質問します。岬町では、1977年、88年に続いて、2000年に第3次総合計画を策定しています。この総合計画は、岬町のまちづくりの最も上位の計画に位置づけられ、今後の施策を進める上での基本となるものです。その中では、転換期を迎える社会の中で、すべての人が安心して生活できる町の実現を図ると書かれています。

児童福祉については、少子化の進行や夫婦共働きの一般化などの変化に伴い、変化する子育て環境に応じた施策が求められていると分析した上で、子供が健やかに育つことのできる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子供を育てる社会を形成していく必要があると、課題としてとらえられています。

その施策として学童保育の検討が書き込まれており、ことしで学童保育も6年目を迎えています。さらに、ことしの1月、第3次総合計画の後期実施計画が策定されました。その中でも子育て支援策の強化や総合的な福祉の推進に努め、だれもが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるということが掲げられています。

学童保育については、総合計画などに基づいて、一定の前進が図られています。対象学年の引き上げについては、昨年度12月議会で私が触れましたので重ねては申し上げませんが、今回、特に夏休みの4年生以上の受け入れについて質問したいと思います。

初めに、今年度から創設された子育て支援課の職員の皆さんや学童の指導員の先生方に、働く親やその子供たちに寄り添って、努力していただいていることに、この場で改めて感謝申し上げたいと思います。特に現場で指導に当たっておられる先生方は、悩みが尽きない中で、子供たちの楽しみや成長を最優先に保育の充実のために努力してくださっていることと思います。

この3月末に、淡輪小学校学童保育の保護者会としてアンケートを実施しています。その中には、学童のおかげで安心して働き続けられると感謝の言葉を記している保護者もありました。

一方で、現在の学童保育の対象学年が3学年までとなっていることで、新たな問題が起こっています。対象学年の引き上げについては、先ほど申しましたが、12月議会で要望いたしまして、実現に向けての努力をしていただくと確認されたと考えています。深刻で早急な対応が求められる問題として、4年生以上の夏休みの保育の問題があります。

学校があるときは、保護者が帰宅するまでの数時間、何とかだましまし過ごせたとしても、夏休みは全く条件が異なります。朝から夕方までの時間を子供ひとりでどう過ごせばいいのでしょうか。保護者としては、ひとりで過ごす我が子に対して、防犯の点から、電話にも訪問にも応じないで、玄関や窓のかぎを締めてと、安全を確保するように伝えることとなります。しかし、夏休みに窓をあけないとなると、一日じゅうクーラーのきいた室内で過ごすこととなります。健康面でも問題があり、何より丸一日親以外の人と接触がないことが大きな問題ではないでしょうか。それでも親としては、我が子の安全を第一に考えて、そうせざるを得ない。その親の苦しみに行政はもっと心を寄せるべきです。

このアンケートでも4年生以上の学童への受け入れの要望が多く、定員にあきがあれば4年生だけでも受け入れてほしい。夏休みだけでも6年間行かせてほしい。さらには、保育料を高く負担してもいいから4年生以上も受け入れてほしいと、切実な願いが書き込まれています。どの親も我が子の健やかな成長を願うと同時に、子供をねらった犯罪に我が子がいつ巻き込まれるかという不安を抱いています。

これまでの淡輪小学校学童保育の保護者会からの要望書でも、対象学年の引き上げが一貫して要望項目に上げられており、その理由の一つとして、夏休みの間、長時間にわたって留守番をしなければならないことへの不安が上げられています。

総合計画には、多様化するニーズに対応し、安心して子育てや生活ができるよう、サービスの提供に努めると基本方向が示されています。今現在の学童保育の保護者の切実なニーズは、4年生以上も夏休みだけでも学童に受け入れてほしいということであり、そのことが安心して子育てや生活ができることに直結します。町行政は、みずからが示した計画を具体化すべきではありませんか。

大阪府内の学童保育の昨年度の資料によりますと、府内の学童保育は887カ所で開催されています。その中で4年生以上を対象学年に設定している学童保育は199カ所、約22.4%となっています。松原市では、対象学年は原則3年生までとしつつも、定員に余裕がある場合は4年生も入所を許可するという大変柔軟な対応をしています。千早赤阪村では夏休みのみの利用など、さまざまな利用形態で運営しており、岬町にもこのような柔軟な対応が求められているのではないのでしょうか。

少子化対策として、全国でさまざまな取り組みがされていますが、昨年2月25日の神戸新聞に、兵庫県の五色町を子供がふえる町として紹介されています。五色町の子育て支援の特徴は、希望者が入れて費用も安い保育所があり、子供たちの居場所、保護者の交流の場があることです。また、雇用を創出するため、企業を誘致し、近隣より安く入居できる公営住宅を整備して、子育て家庭への支援を行ってきました。

また、ことしの4月1日の朝日新聞に、出生率が上昇した自治体の取り組みが紹介されています。ここでも五色町が紹介されていましたが、ほかに愛知県や静岡県などが取り上げられ、雇用の創出と定住施策、働き方に合った子育てサービスを充実できるかがかぎであるということが述べられています。こういった全国の少子化対策の実践を見ても、働く親を行政がどう支えるのかが問われています。経済状況や女性の社会進出により、今後、両親が働きながら子育てをする家庭が増加することが予想されます。

岬町でも、より本格的にそのための支援を具体化する必要があると考えますが、まずはその一歩として1学年だけでも拡大して、夏休みの受け入れを検討するべきではないのでしょうか。学童保育の対象学年の引き上げ、とりわけ夏休みのみの受け入れの必要性の認識とその計画をお聞かせください。

次に、学童保育の共用消耗品費について質問いたします。昨年度は10万6,500円だった

消耗品費が、今年度5万4,000円に、ほぼ半減されています。今年度から3学童合同での予算編成とのことで、実験的な部分もあると思いますが、この予算で十分な保育が可能なのか、率直に疑問を感じます。指導員の先生方に実態をお聞きしたところ、先生方は、町財政の厳しさも理解され、足りないものはほかの学童から回してもらおうなどして、3学童で協力して、なるべく予算内でおさまるよう努力をしていきたいというお話でした。ただ、予算が少ないために、子供たちの成長や保育の充実に支障を来すようでは学童保育の役割が果たせません。消耗品費についての見直しのお考えをお示してください。

2点目に、高齢者の防災対策について質問します。今回は、高齢者の防災対策について、特に防火対策についてお聞きしたいと思います。高齢者福祉については、総合計画に今後さらに加速すると考えられる高齢化社会に対応できるよう、高齢者の社会参加や生きがいつくりの環境を整え、生きがいを持って、安心して暮らせる環境づくりに取り組むと示されています。

この計画のもとに、岬町ではさまざまな施策に取り組み、介護予防事業など、他の自治体よりも早く打ち出し、大阪府からも一定の評価を得ていると聞き及んでいます。今後、さらに各課の連携を強めつつ、高齢者が住みなれた地域で、安心して自立した生活を送れるよう支援を強めていきたいと思っています。

そこで、総合計画にも上げられている安心の問題にかかわって、防火対策についてお聞きしたいと思います。阪南岬消防組合消防本部の昨年度の消防年報によると、独居老人家庭防火診断実施の状況の報告で、阪南市では27軒訪問し、24軒診断を実施しています。岬町は、訪問軒数がゼロ軒で、当然、診断も実施していないと報告されています。2005年の調査で、65歳以上の高齢者が24.5%という大阪府下で高齢化率ナンバーワンの岬町が、なぜ実施していないのか大変不思議に思いまして、消防署にお聞きしました。

岬消防署長から、2001年の発足以来、9月の敬老の日にあわせて診断を実施しようとプログラムを立てて、福祉の部署に申し入れをしているとお聞きしました。福祉の部署からは個人情報保護条例との関係で情報を開示できない。そのために消防としては、訪問先を特定できないので、防火診断が実施できないということでした。

阪南市では、実務量の問題もあり、毎年、地区を限定して、1年間で30軒ぐらいずつ実施しているとのことです。訪問先については、市役所の高齢福祉の部署が橋渡しをして、民生児童委員の方々にご意見を伺い、消防からの訪問の際は、民生児童委員の方に同行していただいて、防火診断を進めているとのことでした。診断については、診断表に基づいて確認を進め、実際に家の中の点検もさせていただいて、危険な実態があれば、その場で指導するという大変有意義なも

のです。個人情報保護条例の関係で言えば、実施する際、目的を明らかにした上で、本人の同意があれば、個人に関する情報を収集することは合法的であり、さらに言えば、個人の生命、身体、生活または財産の保護、公益上の必要性を考えた上でも、何ら制限されるものではないと考えます。岬アクティブエイジ85によりますと、岬町の高齢者単独世帯は年々増加傾向にあり、2000年の調査で681世帯、高齢者夫婦世帯においては773世帯となっています。

火災は、何よりも予防が大切であることは言うまでもありません。万一火災が発生した場合、高齢者によっては避難すること自体が困難な場合もあります。町行政として、高齢者の実態を把握し、防災のために必要な手だてをとるとするのは当然の責任ではないでしょうか。また、消防として、火災時の緊急通報装置の設置を進めようにも、高齢者世帯への訪問自体ができないので、全く手がつけられていないのが実情です。個人情報保護条例の問題をクリアしつつ、消防と連携して進めていくべき課題ではありませんか。

総合計画に上げられている生きがいや社会参加は、安全な生活があってこそ実現できることは言うまでもありません。足元の安全の問題を置き去りにして、その上にどんな美しい理念を積み重ねても、それは砂上の楼閣とでも言うべき危うさがあります。住民の方から、岬町は高齢者が多いのだから、高齢者に対する施策を充実するべきではないかとのご意見もいただいています。

以上の点を踏まえて、今後どのように高齢者の防災対策、特に防火対策をお進めになるのか、計画をお聞かせください。

質問は以上です。ご清聴ありがとうございました。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 福祉部長の芦田です。

中原議員のご質問にお答えいたします。

まず、学童保育の受け入れ学年の拡大の問題であります。学童保育の利用対象児童の学年の拡大につきましては、女性の社会進出の増加等による子育て支援の施策ニーズの増大によって、対象年齢の拡大の要望があります。特に学童保育に今在籍している保護者からの要望が多いことも理解し、必要性は認識しているところであります。

しかながら、淡輪小学校の学童保育では、60名の定員に対して、現在、1年生から3年生までで55名の児童が在籍しているところで、これに加え、夏休み期間中だけの学童保育を希望される方が、この後申請してくるだろうということが予想されます。現在、淡輪小学校では2つの教室を使用して、3人の指導員によって実施をしているところですが、対象学年を上げると、現在の教室は満杯になり、加えて指導員の増員も不可欠というふうに予想され、財政面

におきましても、かなりの負担が生じてまいります。

町の財政事情は、この後、さらに逼迫していくだろうということが予想されており、これ以上の財政負担を負うということについては、できるだけ避けていかなければなりませんし、また、淡輪小学校の学童保育につきましても、教室の新たな確保が課題ということになることから、夏休み期間中だけとはいえ、現在、学年の年齢を容易に引き上げる状態ではないことをご理解願いたいと思います。

次に、学童保育の共用消耗品費の問題であります。議員ご指摘のように、学童保育にかかわる共用消耗品は、平成17年度の予算額から平成18年度、約半減しました。消耗品費につきまして、平成17年度の購入項目を分析したところ、大きく3つに分けることができます。まず、子供がけがをしたときにつける医薬材料費、それと教室全体で使うゴミ袋や蚊取り線香等の日常品費、3つ目には、指導員が使用する事務用品費であります。現在の5万4,000円の予算で共用消耗品を賄っていくということで考えますと、この医薬材料費につきましても、小さなけが等に使うバンドエイド等も含めて、子供たちに使うものであるために、保護者の負担というふうにしていただくことで、残りの日用品費と指導員用の事務用品、これを今年度はさまざまな分野で節約して、現行の予算内でおさめていきたいというふう考えているところであります。

3点目に、高齢者の防災対策についてであります。独居老人家庭の防火診断につきましてもは消防署で実施するものでありまして、阪南市において実施しているというふう聞いています。これは現在、岬町で高齢福祉が持っている高齢者の情報、これが第三者機関である消防署に渡せないというのは、もちろん個人情報保護条例の問題であります。個人情報保護法及びその上位法であります個人情報保護法、この問題に基づけば、本人以外の問題につきましても法的な規制がある以外については、個人情報の取り扱いについては慎重に取り扱うべきであるというふう考えております。

しかしながら、今後は高齢化のさらなる進展や家族機能の変化等に伴い、現在の岬町でもかなりの独居世帯がある上に、今後とも増加していくだろうということは、十分予想がつきます。

政府は、この問題につきましても、自然災害が発生したときの高齢者の避難対策で新たなガイドラインを作成し、福祉目的で入手した情報を本人の同意がないまま避難支援に利用して、第三者機関に情報提供をしても問題がないと判断するという新聞報道がなされているところであります。

しかしながら、この問題につきましても、まだ具体的な法令等が施行されたという形での情報は、こちらの方に届いておりません。今後、この法令等の整備に伴い、市町村の防災部局と福祉部局が持つ個人情報を共有して、要援護者、要支援者一人一人の火災、地震等の災害時の体制づ

くりに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ご答弁ありがとうございます。

学童の問題についてですけれども、認識はよくしていただいていると思うので、あとはどう形にさせていただくかというところが欲しいんですよね、学童の保護者としては。それで、教室の新たな確保とか、あと指導員をふやさなあかんとか、そのあたりの問題はあると思うんですけども、この問題については、ちょっとそろそろもう本格的に計画をしていかなあかんと違うかなと思うんですよね。これからどんどん、特に淡輪では住宅の開発なんかも進んでますし、若い世代もふえてくることも考えられますし、そういうニーズがどんどん膨れ上がってきて、あふれ出す前に、こちらとしてきちっと対応しておくという姿勢が町には必要なんじゃないかなと思うんです。ですので、早期に具体的に計画を立てていただきたいなと要望しておきます。

それから、2点目の共用品費についてなんですけれども、必要なものを3つくらい上げていただいて、何とか予算内でおさまるようにしていきたいというお話でしたけれども、これについては、一つお聞きしたいのは、予算が半減された。その段階では、この予算でいけるという計画が既にあったのかどうか。現場の実態とかを調査とか把握とかしていただいた上で、慎重に半減というのを決定されたのかどうかという点について、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

もしかして、削減ありきという態度だったのではないかなという心配がありまして、慎重に検討していただいた結果の半減なのかということを確認したいと思います。

それから、最後の高齢者の防火対策についてですけれども、これは個人情報保護の問題があって、非常に難しい点ではあると思いますが、人命にかかわる問題について、特に火災なんかでいうと、ご本人もそうですけれども、高齢者の場合はご家族も大変心配されてるんですよね。おひとりでお父さんやお母さんがおられる、ご家族が離れて住んでいるという状況のときに、自分の親の家から火事を出さへんかなというのを物すごく心配されるんですよね。その心情はよくおわかりやと思うんです。それは1軒の家にとどまらない。火災というのは広がる可能性は大いに持っていますので、そういう点もよく配慮していただいて、地域全体の問題でもありますので、よく考えていただいて、人命や地域の財産を守るという意味でも、余り慎重になり過ぎていてもよくないのかなと思います。

政府の方でも、ちょっと新たな方向性が見えてきているというお話ですので、そういう意味ではやりやすくなる部分もあるのかなと思うので、これも早期に実現していただきたいと思ってい

る問題ではあるんですけども。

火災については、やっぱり一つは火を出さないということがポイントだと思うんですね。自治体によっては電磁調理器を高齢者の家庭に貸し出すとか、安価で貸し出すとか、そういうことも含めて検討したり実施しているというのもちらっと聞いたりしたこともあるので、そういうことができるかどうかということも含めて、火を出さないということにも重点を置いていただいて、今後の対策を検討していただきたいなと思います。これについては本人の希望をよく聞いて、もしも実施していただけるようでしたら、ご本人の希望をよく聞いて実施していただきたいなと思いますけれども、電磁調理器なんかの導入も検討されてはどうかと思います。これは答弁は結構です。

そしたら、2点目の問題について、共用品費の予算について、1点ちょっとお聞かせいただけますか。

和田博之議長 芦田福祉部長。

ここで、ちょっと傍聴者に注意をしておきます。傍聴席では飲食厳禁でございますので、よろしくをお願いします。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

中原議員の質問にお答えいたします。

共用消耗品費の削減の問題でありますけれども、削減ありきではないかということですが、私たちとしては、削減ありきということは毛頭考えておりません。ただ、これは町の予算というのは、現場の意向、担当課の意向ということも、もちろんそれは予算の要望という形で上げていきますけれども、最終的には町の全体の枠の中ではどういうおさまりをつけるのかということで、予算書というものが最終的に出てくるわけありますから、そのところで、一応出された結論ということについては、担当課としても、それで実現できるように最大限の努力をするというふうになるのではないかと思います。

私たちとしても、削減の結果といいますか、予算書に書かれた金額ということで、これがどうしてもだめという形になれば、当然それは、いや、だめだという形での復活要求なりという場もありますから、そういう形で再度要望していくということもありますし、年間予算の中で、とてもじゃないが足りないということになってくると、それは補正という形での対応ということも考えられますけれども、現在、半減されたとはいえ、この予算の中で共用消耗品を一部見直しをして、医薬材料費を個人の方の負担という形で転嫁していけば、残りの日用品費あるいは指導員の事務用品費については、この予算の範囲内で何とかおさまっていけるように最大限の節約をして

いきたいというふうに考えております。

以上でございます。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ご答弁ありがとうございます。

町全体の財政のバランスという部分も考えて、いたし方なかったということだったんだというふうに思うんですけども、やっぱり子供の成長の部分をよく考えていただいて、それから、現場の実態とか、今回の半減された予算のもとで、指導員の先生方とか、ひいては子供たちがどんなもとに置かれているのかというのはよく把握した上で、また進めていっていただけたらなと思いますけれども。今、どうしても無理やったら、復活してほしいというふうに要求できるとも言っておられましたし、補正も考えておられるというところですので、指導員の先生方の声もよく聞いていただいて、進めていっていただけたらなと思います。

それから、医薬品の保護者負担についてですけども、これは、この場ではこれ以上は申しませんが、その問題について、保護者の方の中からは、既にちらっと驚きというか、ええっていう、何でそれを保護者の負担にするのという、個人負担にするのという動揺もちらっと聞いておりますので、またこの点については問題が出てくるようでしたら取り上げていきたいと思っております。

以上です。

和田博之議長 要望でよろしいですか。

中原 晶議員 はい、結構です。

和田博之議長 中原 晶君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

次の会議は、あす、6月7日午前10時から全員協議会終了後、会議を開きますので、ご参集いただきたいと存じます。

なお、9時30分から議会運営委員会を開催いたします。

どうも本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後1時37分 延会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年6月6日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 福 田 収

議 員 谷 本 貢